

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月13日

【四半期会計期間】 第67期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 東邦ホールディングス株式会社

【英訳名】 TOHO HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 濱田 矩男

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号

【電話番号】 03(3419)7893

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 荻野 守

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号

【電話番号】 03(3419)7893

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 荻野 守

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第3四半期 連結累計期間	第67期 第3四半期 連結累計期間	第66期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	898,889	877,782	1,189,627
経常利益 (百万円)	15,102	12,371	18,303
四半期(当期)純利益 (百万円)	9,134	10,997	10,407
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	9,508	12,045	10,238
純資産額 (百万円)	146,467	155,092	147,190
総資産額 (百万円)	618,080	635,188	580,137
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	122.95	146.03	139.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	122.92	145.89	139.54
自己資本比率 (%)	23.69	24.41	25.37

回次	第66期 第3四半期 連結会計期間	第67期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	55.83	106.17

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

調剤薬局事業において、株式会社青葉堂及び株式会社厚生は、重要性が増したため第1四半期連結会計期間より連結子会社となりました。また、株式会社清水薬局は、重要性が増したため第2四半期連結会計期間より連結子会社となりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期の医療用医薬品市場は、平成26年4月に診療報酬と薬価の改定があり、薬価の引下げとジェネリック医薬品の使用が一層促進されたことにより、引き続き長期収載品の売上が落ち込み、前期比2.9%（クレコンリサーチ&コンサルティング株式会社推計）のマイナスとなりました。

このような市場環境のもと、当社は医薬品卸売事業において、これまで以上に適正利益の管理を徹底するとともに、付加価値サービス型モデルへの変革に向けたフィービジネスによる利益の確保に注力いたしました。また、事業の効率化に向けた物流センターやコールセンターを活用した営業と物流の一体改革による経費削減策を徹底いたしました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高877,782百万円（前年同期比2.3%減）、営業利益は7,900百万円（前年同期比24.3%減）、経常利益は12,371百万円（前年同期比18.1%減）、四半期純利益は10,997百万円（前年同期比20.4%増）となりました。

なお、財務基盤の強化を図るため、平成26年12月、「転換社債型新株予約権付社債」150億円を発行し、同時に約120億円の自己株式を取得することにいたしました。これに基づき、同月より自己株式の取得を開始し、資本効率の改善に努めております。

セグメントの業績の概略は以下のとおりです。

医薬品卸売事業では当社独自の顧客支援システムを基軸とした提案型の営業活動を評価いただくことで医療機関との関係強化を図りました。また、売上高が前年同期比マイナスとなる中で、カテゴリー別の価格管理の体制を強化するとともに、付加価値サービス型モデルへの変革に向けたフィービジネスによる利益を追求することで売上総利益の確保に取り組みました。

その結果、売上高は839,891百万円（前年同期比2.9%減）、セグメント利益（営業利益）は7,575百万円（前年同期比18.3%減）となりました。

調剤薬局事業においては、調剤報酬の改定に対応した店舗運営による収益性改善策と店舗業務の標準化や本部への業務集約等による経費削減策に取り組み、当第3四半期連結累計期間の売上高は68,664百万円（前年同期比6.9%増）、セグメント利益（営業利益）は458百万円（前年同期比55.6%減）となりました。

治験施設支援事業におきましては、当第3四半期連結累計期間の売上高は241百万円（前年同期比38.1%減）、セグメント利益（営業利益）は86百万円、情報機器販売事業におきましては、当第3四半期連結累計期間の売上高は908百万円（前年同期比13.9%減）、セグメント損失（営業損失）は127百万円となりました。

（注）セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

(2) 財政状態の分析

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べて14.1%増加し、474,112百万円となりました。これは、現金及び預金が42,108百万円、受取手形及び売掛金が16,671百万円それぞれ増加したこと等によります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて2.2%減少し、161,075百万円となりました。これは、有形固定資産が1,016百万円、のれんが855百万円、投資その他の資産が1,643百万円それぞれ減少したこと等によります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて9.5%増加し、635,188百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて9.6%増加し、427,937百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金が39,061百万円増加し、短期借入金が4,472百万円減少したこと等によります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて22.3%増加し、52,158百万円となりました。これは、社債が15,075百万円増加し、長期借入金が2,879百万円減少したこと等によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて10.9%増加し、480,096百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて5.4%増加し、155,092百万円となりました。これは、利益剰余金が9,408百万円、自己株式が2,524百万円それぞれ増加したこと等によります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末に計画中であった東北物流センター(仮称)の完了予定を、平成27年3月から平成29年3月に変更いたしました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,000,000
計	192,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	78,270,142	78,270,142	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	78,270,142	78,270,142		

(注) 提出日現在発行数には、平成27年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2019年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成26年12月30日発行)	
決議年月日	平成26年12月9日
新株予約権の数	1,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	6,756,756株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額 2,220円(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,220円 資本組入額 1,110円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

(2) 各本新株予約権の行使時の払込金額(以下、「転換価額」という)は、2,220円とします。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整します。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間は、2015年1月13日から2019年12月16日まで（行使請求受付場所現地時間）とします。但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。

上記いずれの場合も、2019年12月16日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできません。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をします。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断します。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をします。本記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債又は（あるいはその両方）本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社とします。

(2)上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従います。なお、転換価額は上記2.(3)と同様の調整に服します。

()合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

()上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記3.に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できません。

(3)当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日		78,270		10,649		46,177

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成26年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,907,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,297,000	752,970	
単元未満株式	普通株式 66,142		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	78,270,142		
総株主の議決権		752,970	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権の数3個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
当社	東京都世田谷区代沢 5-2-1	2,870,000		2,870,000	3.67
酒井薬品株式会社	東京都三鷹市野崎 1-11-22	33,000		33,000	0.04
協栄薬品株式会社	富山県富山市新庄町44-5	4,000		4,000	0.00
計		2,907,000		2,907,000	3.71

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,362	60,471
受取手形及び売掛金	281,742	298,413
有価証券	502	502
商品及び製品	81,424	77,015
その他	34,046	38,251
貸倒引当金	649	542
流動資産合計	415,429	474,112
固定資産		
有形固定資産	85,574	84,557
無形固定資産		
のれん	10,590	9,734
その他	3,419	3,302
無形固定資産合計	14,009	13,036
投資その他の資産		
その他	66,770	65,239
貸倒引当金	1,644	1,757
投資その他の資産合計	65,125	63,482
固定資産合計	164,708	161,075
資産合計	580,137	635,188

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	361,976	401,038
短期借入金	12,200	7,727
未払法人税等	3,285	4,333
賞与引当金	3,562	1,732
役員賞与引当金	80	58
返品調整引当金	302	354
資産除去債務	45	-
その他	8,845	12,692
流動負債合計	390,299	427,937
固定負債		
社債	-	15,075
長期借入金	12,308	9,429
厚生年金基金解散損失引当金	-	170
退職給付に係る負債	1,527	1,639
資産除去債務	1,080	1,079
負ののれん	464	109
その他	27,267	24,656
固定負債合計	42,647	52,158
負債合計	432,947	480,096
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,649	10,649
資本剰余金	47,814	47,814
利益剰余金	83,898	93,307
自己株式	3,437	5,961
株主資本合計	138,926	145,810
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,547	13,595
土地再評価差額金	4,311	4,351
その他の包括利益累計額合計	8,236	9,243
新株予約権	28	37
純資産合計	147,190	155,092
負債純資産合計	580,137	635,188

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	898,889	877,782
売上原価	819,305	797,273
売上総利益	79,584	80,508
販売費及び一般管理費		
役員報酬及び給料手当	35,469	35,599
賞与引当金繰入額	2,017	1,727
役員賞与引当金繰入額	81	58
退職給付引当金繰入額	170	-
退職給付費用	-	157
福利厚生費	5,879	5,944
車両費	1,196	1,176
貸倒引当金繰入額	102	58
減価償却費	2,495	3,515
のれん償却額	1,789	1,899
賃借料	5,277	5,278
租税公課	888	941
仮払消費税の未控除費用	2,303	3,817
その他	11,684	12,548
販売費及び一般管理費合計	69,152	72,608
営業利益	10,432	7,900
営業外収益		
受取利息	56	31
受取配当金	1,026	1,148
受取手数料	2,244	2,183
負ののれん償却額	582	355
持分法による投資利益	59	16
その他	1,607	1,612
営業外収益合計	5,576	5,347
営業外費用		
支払利息	311	254
不動産賃貸費用	400	444
その他	193	177
営業外費用合計	905	876
経常利益	15,102	12,371

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	351	59
投資有価証券売却益	0	6,207
その他	31	113
特別利益合計	383	6,380
特別損失		
固定資産処分損	264	164
減損損失	-	260
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	-	170
その他	15	31
特別損失合計	279	626
税金等調整前四半期純利益	15,206	18,124
法人税、住民税及び事業税	4,899	8,255
法人税等調整額	1,172	1,127
法人税等合計	6,072	7,127
少数株主損益調整前四半期純利益	9,134	10,997
四半期純利益	9,134	10,997

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	9,134	10,997
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	374	1,014
持分法適用会社に対する持分相当額	0	33
その他の包括利益合計	374	1,048
四半期包括利益	9,508	12,045
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,508	12,045
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間より、重要性が増したため株式会社青葉堂及び株式会社厚生を連結の範囲に含めております。

また、第2四半期連結会計期間より、重要性が増したため株式会社清水薬局を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が43百万円増加し、利益剰余金が28百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(自己株式の取得)

当社は、平成26年12月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 9,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 11.94%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 120億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成26年12月10日から平成27年9月18日まで |

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

銀行保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
(株)わかば他2件	32百万円	あかぎ耳鼻咽喉科他1件	19百万円

買掛債務の保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
(株)杏栄薬品	58百万円	(株)杏栄薬品	82百万円

リース契約の保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
医療法人財団済美会 昭和病院他1件	52百万円	医療法人財団済美会 昭和病院他1件	19百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	2,495百万円	3,515百万円
のれんの償却額	1,789百万円	1,899百万円
負ののれんの償却額	582百万円	355百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	564	8	平成25年3月31日	平成25年6月10日	利益剰余金
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	756	10	平成25年9月30日	平成25年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	754	10	平成26年3月31日	平成26年6月9日	利益剰余金
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	904	12	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	医薬品 卸売事業 (百万円)	調剤薬局 事業 (百万円)	治験施設 支援事業 (百万円)	情報機器 販売事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	833,486	64,199	389	813	898,889		898,889
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	31,292	15		242	31,549	31,549	
計	864,778	64,214	389	1,055	930,439	31,549	898,889
セグメント利益又は損失()	9,269	1,032	235	17	10,519	87	10,432

(注) 1. 調整額は、内部取引の消去と未実現利益の消去によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント					調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	医薬品 卸売事業 (百万円)	調剤薬局 事業 (百万円)	治験施設 支援事業 (百万円)	情報機器 販売事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	808,185	68,628	241	727	877,782		877,782
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	31,705	36		181	31,924	31,924	
計	839,891	68,664	241	908	909,706	31,924	877,782
セグメント利益又は損失()	7,575	458	86	127	7,994	94	7,900

(注) 1. 調整額は、内部取引の消去と未実現利益の消去によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務の計算方法を同様に變更しております。

この変更による当第3四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	122円95銭	146円03銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	9,134	10,997
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	9,134	10,997
普通株式の期中平均株式数(株)	74,293,064	75,306,403
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	122円92銭	145円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	14,436	74,327
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第67期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当については、平成26年11月6日開催の取締役会において、平成26年9月30日の株主名簿に登録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	904百万円
1株当たりの金額	12円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月13日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	邊	浩	一	郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	内	清	信	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	田			悟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東邦ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東邦ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。